

有効期限が切れて6か月以内の方（やむを得ない理由のある方）

対 象 者	◎ やむを得ない理由のため更新できなかった方で、有効期限が切れてから6か月以内の方（やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続している必要があります。） ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
試 験 内 容	◎ 学科試験及び技能試験が免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると、運転免許証が交付されます。
受 付 時 間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午前9時30分（午後の受付は、ありません。）
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ やむを得ない理由を証明する書類 ・ パスポート（入出国の記録があるもの） ・ 診断書、入院証明書又は在所証明書など（理由及び期間の明記されたもの） ○ 失効した運転免許証 ○ 70歳以上の方は高齢者講習終了証明書
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 （「本籍省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍）の記載された住民票のほかに本人確認のための書類（健康保険証等）の提示が必要となります。 ○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。
参 考 事 項	◎ やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続している方は、その理由を証明する書類を添付して申請することで、失効した運転免許証の経歴が継続されます。 なお、講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効（優良講習の方はゴールド）」の免許証が交付されます。 ◎ 一定の病気を理由として運転免許証を失効した方は、事前に運転免許センター行政処分係（018-824-0660）へご相談ください。 （秋田県公安委員会指定の診断書の提出が必要な場合があります。）

申請手数料	全 免 種	1,900円（申請免種毎に必要です。）
講習手数料	優良講習500円、一般講習800円、初回・違反講習1,350円	
交付手数料		2,050円
併記手数料	1免種につき	200円ずつ加算